

## V 稅務機構等

- 1 稅務機構・職員數
- 2 事務分掌
- 3 電子計算業務狀況

# 1 税務機構・職員数

(31.4.1現在)

部	課	係	男	女	計	
財 務 部	税 務 監		1	0	1	
	税制課	課長、課長補佐	2	0	2	
		グループ制	2	4	6	
		計	4	4	8	
		課長、課長補佐	2	0	2	
	資産評価課	管 理 係	2	1	3	
		土地企画係	4	1	5	
		家屋企画係	4	0	4	
		計	12	2	14	
		課長、課長補佐	2	0	2	
	債権管理課	任期付職員	1	1	2	
		管理調整係	2	2	4	
		徴収対策係	3	2	5	
		債権回収係	3	1	4	
		計	11	6	17	
	市 税 事 務 所	所 長		(1	0	1)
		市 民 税 課	課長、課長補佐	2	0	2
管理・証明係			2	3	5	
法人・諸税係			3	7	10	
特別徴収係			5	5	10	
市民税第1係			4	5	9	
市民税第2係			3	5	8	
市民税第3係			5	3	8	
市民税第4係			3	4	7	
計			27	32	59	

※税務監兼務

部	課	係	男	女	計	
財 務 部	資 産 税 課	課長、課長補佐	2	0	2	
		管 理 係	3	3	6	
		土地第1係	5	7	12	
		家屋第1係	6	3	9	
		家屋第2係	5	6	11	
		償却資産係	4	2	6	
		資産税第1分室	土地係	6	3	9
			家屋係	9	4	13
		資産税第2分室	土地係	3	3	6
			家屋係	7	0	7
		計	50	31	81	
		納 税 課	課長、課長補佐	2	0	2
			管 理 係	3	5	8
	収 納 係		6	4	10	
	納税推進係		4	4	8	
	納税第1係		4	2	6	
	納税第2係		3	2	5	
	納税第3係		2	3	5	
	特別滞納整理係		4	1	5	
	計	28	21	49		
	計	105	84	189		
	合 計	133	96	229		

## 2 事務分掌

### 税制課

- (1) 税務事務の総括及び総合調整に関する事項
- (2) 税務事務に係る予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 市税等に係る統計の総括に関する事項
- (4) 税務事務及び税制の企画、調査及び研究の総括に関する事項
- (5) 市税関係例規の立案の総括に関する事項
- (6) 地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金等に関する事項
- (7) 国有提供施設等所在市町村助成金に関する事項
- (8) 固定資産評価審査委員会に関する事項
- (9) 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）

### 資産評価課

- (1) 固定資産税及び都市計画税の調定並びに課税台帳及び名寄帳の管理に関する事項
- (2) 国有資産等所在市町村交付金に関する事項
- (3) 固定資産（償却資産を除く。）の評価事務に係る企画、指導及び調整に関する事項
- (4) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課業務に係る企画、指導及び調整に関する事項
- (5) 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）

### 債権管理課

- (1) 市税その他の市の有する金銭の給付を目的とする債権（以下この項において「市の債権」という。）の管理、滞納対策等の総括に関する事項
- (2) 市の債権のうち市長が必要と認める債権（以下この項において「引受債権」という。）の管理、徴収等の滞納整理に関する事項
- (3) 引受債権の回収に係る所管課との調整に関する事項
- (4) 引受債権の納付の受託に関する事項
- (5) 引受債権に係る強制執行等に関する事項
- (6) 市の債権の賦課及び収納に係る情報の調査に関する事項
- (7) 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）

### 市税事務所

#### 市民税課

- (1) 税務事務に係る市税事務所の他課との連絡調整に関する事項
- (2) 個人の市民税及び県民税に係る事務の総括及び総合調整に関する事項
- (3) 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項
- (4) 個人の市民税及び県民税の調定並びに個人の県民税の徴収取扱委託金に関する事項
- (5) 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項
- (6) 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項

- (7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項
- (8) 市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項
- (9) 市税に係る諸証明並びに土地・家屋調書及び公図副本の閲覧(以下「市税証明等」という。)に関する事項
- (10) 市税証明等に係る事務の企画、指導及び総括に関する事項
- (11) 市税証明等に係る手数料の徴収に関する事項
- (12) 市税等の収納に関する事項
- (13) 税務事務に係る審査請求等に関する事項(課の所管する事務に係る裁決を除く)

#### 資産税課

- (1) 資産税課の所管する事務に係る資産税分室との連絡調整に関する事項
- (2) 固定資産の調査及び評価に関する事項
- (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項
- (4) 固定資産税及び都市計画税の名寄帳及び公図副本の管理に関する事項
- (5) 公図副本の閲覧に関する事項
- (6) 特別土地保有税の調定及び賦課並びに課税台帳の管理に関する事項
- (7) 税務事務に係る審査請求等に関する事項(課及び資産税分室の所管する事務に係る裁決を除く。)

#### 資産税課分室

- (1) 固定資産(償却資産を除く。)の調査及び評価に関する事項
- (2) 固定資産税(償却資産に係るものを除く。)及び都市計画税の賦課に関する事項
- (3) 固定資産税及び都市計画税の名寄帳及び公図副本の管理に関する事項
- (4) 市税証明等(固定資産に係る一部のものに限る)に関する事項
- (5) 市税証明等(固定資産に係る一部のものに限る)に係る手数料の徴収に関する事項

#### 納税課

- (1) 市税等の収納計画に関する事項
- (2) 市税等の納付の受託に関する事項
- (3) 市税等の収納管理に関する事項
- (4) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事項
- (5) 市税等の督促に関する事項
- (6) 市税等の口座振替に関する事項
- (7) 市税等の滞納処分に関する事項
- (8) 市税等の徴収の猶予及び換価の猶予に関する事項
- (9) 交付要求及び参加差押に関する事項
- (10) 差押財産の公売に関する事項
- (11) 市税等の徴収の受託に関する事項
- (12) 税務事務に係る審査請求等に関する事項(課の所管する事務に係る裁決を除く。)

### 3 電子計算業務状況

(H31. 4. 1現在)

業 務 税 目	賦 課 当 初	各 種 申 告 処 理 年 間 異 動	e L T A X 申 告 処 理	調 定 書	課 税 状 況	概 要 調 査	法 人 税 割 に 関 する 調 査	交 付 税 資 料	税 収 納 オ ン ラ イ ン	口 座 振 替	収 納 日 計 表	検 索 証 明 事 務 オ ン ラ イ ン	税 収 納 支 援
市 民 税 個 人													
普 徴	41 (63)	52 (63)		41 (63)	41 (63)				57 (63)	52 (63)	(63)	(63)	(H11)
特 徴	41 (63)	52 (63)	H20	41 (63)	41 (63)				(63)		(63)		(H11)
市 民 税 法 人			53 (62)	H20	53 (62)		53 (62)	53 (62)	(62)		(63)	(63)	(H11)
軽 自 動 車 税	47 (62)	47 (62)			48 (62)				57 (62)		53 (62)	(63)	(H11)
事 業 所 税				H20					(62)		(63)	(63)	(H11)
固 定 資 産 税													
都 市 計 画 税													
土 地 ・ 家 屋	42 (63)	42 (63)		42 (63)	42 (63)	42 (63)			57 (63)	52 (63)	53 (63)	59 (63)	(H11)
固 定 資 産 税 償 却	48 (63)	48 (63)	H20	48 (63)	48 (63)	48 (63)			57 (63)	52 (63)	53 (63)		

(注) 数字は委託開始年度。( ) 中は自己処理開始年度。